

魚津市告示第35号

新川圏域児童発達支援センター施設整備費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月27日

魚津市長 村椿 晃

新川圏域児童発達支援センター施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。）第21条の規定により、新川圏域児童発達支援センター施設整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、新川圏域児童発達支援センター（旧上野方小学校用地に建設する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条に規定する施設をいう。以下同じ。）の施設整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象事業者、補助対象経費等)

第3条 補助対象事業者は、社会福祉法人魚津市社会福祉協議会とする。

2 補助対象経費、補助率及び補助金上限額は、別表に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、新川圏域児童発達支援センター施設整備費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 申請額算出内訳書
- (3) 国又は県の補助金交付額が分かる書類
- (4) 契約書又は請書（見積書）の写し
- (5) 配置図、平面図及び立面図
- (6) 各室ごとの室名及び面積計算書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について、新川圏域児童発達支援センター施設整備費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第6条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を実施するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費を変更しようとするときは、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から1月を経過する日又は事業完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、新川圏域児童発達支援センター施設整備費補助金実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績の報告書

(2) 積算額算出内訳書

(3) 建物内外主要部分の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者对新川圏域児童発達支援センター施設整備費補助金額の確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(交付の時期)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後において、補助事業者からの適正な請求書により交付するものとする。

(補助金の概算払)

第10条 市長は、前条の規定にかかわらず、補助事業の目的を達するため特に必要と認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができる。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用する等その補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(書類の整備等)

第13条 補助事業者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿その他証拠書類を整理し、当該補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(細則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第6条の規定による交付決定を受けている者に係る第13条及び第14条の規定は、この告示の失効後もなお効力を有する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率	補助金上限額
①～④の合計から国県補助金を除いた額 ①設計業務委託費 ②工事監理業務委託費 ③建設工事費 ④園庭、外構、バス車庫及び駐車場整備費	2分の1	50,000千円

備考 この表により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

新川圏域児童発達支援センター施設整備費補助金交付申請書

新川圏域児童発達支援センター施設整備費補助金の交付を受けたいので、新川圏域児童発達支援センター施設整備費補助金交付要綱第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

1 補助金申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 申請額算出内訳書
- (3) 国又は県の補助金交付額が分かる書類
- (4) 契約書又は請書（見積書）の写し
- (5) 配置図、平面図及び立面図
- (6) 各室ごとの室名及び面積計算書
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）
魚津市指令 第 号

住 所
名 称
代表者氏名

新川圏域児童発達支援センター施設整備費補助金交付（不交付）
決定通知書

年 月 日付で申請のあった新川圏域児童発達支援センター施設整備費補助金については、新川圏域児童発達支援センター施設整備費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長



1 交付の可否

交付します。
(交付しません。)

2 交付決定額 金 円
(交付しない理由)

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

新川圏域児童発達支援センター施設整備費補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で新川圏域児童発達支援センター施設整備費補助金の交付決定の通知があった新川圏域児童発達支援センター施設整備費補助金について、新川圏域児童発達支援センター施設整備費補助金交付要綱第7条の規定により、その実績について次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- (1) 事業実績の報告書
- (2) 積算額算出内訳書
- (3) 建物内外主要部分の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第8条関係）
魚津市指令 第 号

住 所
名 称
代表者氏名

新川圏域児童発達支援センター施設整備費補助金額の確定通知
書

年 月 日付で申請のあった新川圏域児童発達支援センター施設整備費補助金については、新川圏域児童発達支援センター施設整備費補助金交付要綱第8条の規定により、交付額を金 円に確定する。

年 月 日

魚津市長

